○北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則

令和６年３月５日

教育委員会規則第４号

北杜市県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付規則（平成１６年北杜市教育委員会規則第４０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　市民のスポーツ活動を助長し、競技力の向上及びスポーツの振興を図ることを目的として、県外で行われるスポーツ大会に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成１６年北杜市規則第５１号）及びこの規則に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものである。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、県内で開催されるスポーツ大会の予選会を通過し、県代表として、県外のスポーツ大会（以下「大会」という。）に出場する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　本市が備える住民基本台帳に記録されている者（以下「市民」という。）

（２）　北杜市スポーツ協会又は北杜市スポーツ少年団に加盟する団体（市民が大会に出場する場合に限る。）

（３）　前号に規定する団体以外の市内に所在するスポーツ団体（市民が大会に出場する場合に限る。）

２　前項の規定にかかわらず、推薦状による県外の大会への出場は補助対象外とする。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、大会の要項等に基づき監督、コーチ及び選手として登録された市民に係る経費であって、北杜市職員等の旅費に関する条例（平成１６年北杜市条例第５９号。以下「条例」という。）に準じる額とし、次に掲げるものとする。

（１）　交通費（北杜市から開催地までの交通費とし、条例の額を下回る場合はそ

の額とする。）

（２）　宿泊費（条例の額を下回る場合はその額とする。ただし、食事代は含まないものとする。）

（３）　参加料（大会要項等に示されている額とする。）

（４）　前３号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める経費

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の３分の１以内の額（関係する個人又は法人その他団体からの補助金、助成金、奨励金等を差し引いた額とする。）とし、次の表に掲げる額を上限とする。

	個人	団体
全国大会	3万円	8万円
上記以外の県外大会	1万円	5万円

２　補助金の交付は、同一の補助対象者につき、全国大会及び上記以外の県外大会それぞれ毎年度１回限りとする。

３　第１項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

４　第１項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、補助金の額を変更することができる。

（補助金の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。

（１）　北杜市県外スポーツ大会出場経費明細書（様式第２号）

（２）　予選会の大会要項等及び結果

（３）　出場大会の要項等

（４）　大会出場者の名簿

（５）　申請者の所在が分かる書類（第２条第３号に規定する団体に限る。）

（６）　その他教育長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第６条　教育長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　教育長は、前項の規定による通知に、必要な条件を付すことができる。

（変更等の承認）

第７条　前条第１項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は取消しをするときは、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金変更（取消）承認申請書（様式第４号）に北杜市県外スポーツ大会出場経費変更明細書（様式第５号）を添えて、その承認を受けなければならない。

２　教育長は、前項の規定により申請書の提出があった時は、速やかに承認の可否を決定し、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付変更（取消）決定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定者は、補助金の交付決定を受けた補助対象経費を支払ったときは、速やかに北杜市県外スポーツ大会出場費補助金実績報告書（様式第７号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（１）　北杜市県外スポーツ大会出場経費精算書（様式第８号）

（２）　補助対象経費の支出を証明する書類の写し

（３）　大会結果が分かる書類の写し

（額の確定及び補助金の交付）

第９条　教育長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を検査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付額確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付請求書（様式第１０号）を教育長に提出しなければならない。

３　教育長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。た

だし、教育長が認めるときは、概算払により交付することができる。

４　前項ただし書の規定により、概算払を受けようとする交付決定者は、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金概算払交付請求書（様式第１１号）に概算払を必要とする理由を付して、教育長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１０条　申請者が虚偽その他不正な行為等により補助金の交付を受けた場合又は補助金の決定内容若しくはこれに基づく教育長の処分等命令に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　教育長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第１１条　教育長は、必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、報告を求め、又は関係職員を派遣して調査させることができる。

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に出場した大会の補助金の交付について適用し、同日前に出場した大会の補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この規則の施行の際、現に改正前の北杜市県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付規則に規定する様式により作成されている用紙は、新規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

（有効期限）

４　この規則は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この規則に

基づき交付決定された補助金については、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

北杜市教育委員会教育長　　様

申請者　住所
名称（個人名又は団体名）

代表者氏名
電話番号

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付申請書

次の大会に出場しますので、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第５条の規定により、補助金の交付を申請します。

１　大会名称
２　開催場所
３　開催日程　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　日間）
４　宿泊先
５　補助金交付申請額　　円
６　添付書類
（１）　北杜市県外スポーツ大会出場経費明細書（様式第２号）
（２）　予選会の要項等及び結果
（３）　大会の要項等
（４）　大会出場者の名簿
（５）　申請者の所在が分かる書類（第２条第３号に規定する団体に限る。）

様式第２号（第５条関係）

北杜市県外スポーツ大会出場経費明細書

項目	補助対象経費	算出の基礎
①交通費	円	乗物代　　円×　台＝　　円 燃料代　　円×　リットル＝　　円 有料道路代　　円 駐車料　　円
②宿泊費	円	（選手） １泊　　円×　人×　泊＝　　円 （監督・コーチ） １泊　　円×　人×　泊＝　　円
③参加費	円	
④その他	円	

※交通費については、経路の分かる書類を添付すること。
※宿泊費については、宿泊金額の分かる書類を添付すること。

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北杜市教育委員会教育長　　㊞

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった北杜市県外スポーツ大会出場費補助金の交付については、次のとおり決定したので、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第６条第１項の規定により通知します。

１　大会名称
２　開催場所
３　開催日程　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　日間）
４　宿泊先
５　補助金交付決定額　　円
６　交付の条件

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

北杜市教育委員会教育長　　様

申請者　住所
名称（個人名又は団体名）

代表者氏名
電話番号

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金変更（取消）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定された、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金に係る申請内容について、次のとおり変更（取消）したいので、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第７条第１項の規定により申請します。

１　変更（取消）の内容
２　変更（取消）の理由
３　添付書類
　北杜市県外スポーツ大会出場経費変更明細書（様式第５号）

様式第５号（第７条関係）

北杜市県外スポーツ大会出場経費変更明細書

項目	補助対象経費		算出の基礎
	変更後	変更前	
①交通費	円	円	乗物代　　円×　台＝　　円 燃料代　　円×　リットル＝　　円 有料道路代　　円 駐車料　　円
②宿泊費	円	円	（選手） １泊　　円×　人×　泊＝　　円 （監督・コーチ） １泊　　円×　人×　泊＝　　円
③参加費		円	
④その他			

様式第６号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北杜市教育委員会教育長　　㊞

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付変更（取消）決定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を行った北杜市県外スポーツ大会出場費補助金については、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金変更（取消）承認申請書に基づき、次のとおり変更決定したので、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第７条第２項の規定により通知します。

１　補助金交付決定額　変更前　　円
　　変更後　　円

様式第７号（第８条関係）

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金実績報告書

年　　月　　日

北杜市教育委員会教育長　　様

申請者　住所
名称（個人名又は団体名）

代表者氏名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定された北杜市県外スポーツ大会出場費補助金について大会が終了したので、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第８条の規定により、次のとおり報告します。

１　大会名称
２　開催場所
３　開催日程　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　日間）
４　宿泊先
５　補助金交付申請額　　円
６　添付書類
（１）　北杜市県外スポーツ大会出場費精算書(様式第８号)
（２）　補助対象経費の支出を証明する書類の写し
（３）　大会結果が分かる書類の写し

様式第８号（第８条関係）

北杜市県外スポーツ大会出場経費精算書

項目	補助対象経費	算出の基礎
①交通費	円	乗物代　　円×　台＝　　円 燃料代　　円×　リットル＝　　円 有料道路代　　円 駐車料　　円
②宿泊費	円	（選手） １泊　円×　人×　泊＝　　円 （監督・コーチ） １泊　円×　人×　泊＝　　円
③参加費	円	
④その他	円	

様式第９号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

北杜市教育委員会教育長　　㊞

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった北杜市県外スポーツ大会出場費補助金については、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第９条第１項の規定により、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

１　大会名称
２　開催場所
３　開催日程　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　日間）
４　宿泊先
５　補助金交付確定額　　円

様式第１０号（第９条関係）

年　　月　　日

北杜市教育委員会教育長　　様

申請者　住所
名称（個人名又は団体名）
代表者氏名
電話番号

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で額の確定を受けた北杜市県外スポーツ大会出場費補助金の交付を受けたいので、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第９条第２項の規定により、次のとおり請求します。

１　補助金請求額　　円

２　内訳

交付確定額 ①	既概算払交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回請求額 ④	内訳

３　振込先

金融機関名		支店名	種目	口座番号
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店・支店 本所・支所 出張所	普通 当座	
口座名義人	フリガナ			
	氏名			

様式第１１号（第９条関係）

年　　月　　日

北杜市教育委員会教育長　　様

申請者　住所
名称（個人名又は団体名）

代表者氏名
電話番号

北杜市県外スポーツ大会出場費補助金概算払交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった北杜市県外スポーツ大会出場費補助金の概算払いを受けたいので、北杜市県外スポーツ大会出場費補助金交付規則第９条第４項の規定により、次のとおり概算払いの請求をします。

１　概算払請求額　　円

２　内訳

交付決定額 ①	既概算払交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回請求額 ④	内訳

３　概算払を必要とする理由

４　振込先

金融機関名		支店名	種目	口座番号
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		本店・支店 本所・支所 出張所	普通 当座	
口座名義人	フリガナ			
	氏名			